



「紅葉」は「もみじ」とも「コウヨウ」とも読めますが木の葉の色が赤や黄色に変化する

歳時記 □ 紅葉

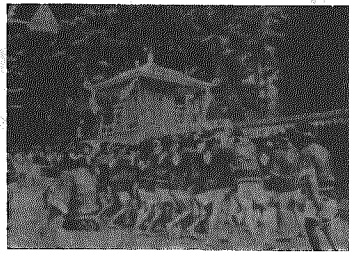
「紅葉」は「もみじ」とも「コウヨウ」とも読めますが木の葉の色が赤や黄色に変化する

日本は紅葉の美しい国です

紅葉が特に美しい木だけでも百種類はあるといわれます。また、日本は季節の変化が

紅葉が特に美しい木だけでも百種類はあるといわれます。また、日本は季節の変化が

紅葉が特に美しい木だけでも百種類はあるといわれます。また、日本は季節の変化が



新しく作られた神輿

# 復活!

## 木遣り(横越下) 俵まとい

八月下旬を中心、村内各地で秋祭りが行われました。横越下地区では、新しい御神輿(おみこし)が作られたり「木遣り音頭」が三十五年ぶりに復活。横越下地区でも「俵まとい」が三十七年ぶりに復活するなど、秋祭りは盛大に行われ、地域住民の連帯感も最高潮に達しました。



37年ぶりに復活した俵まとい

御神輿は、総ヒノキで重さ約二〇〇キロ、製作費約一〇〇万円、沢海出身新津市在住の斎藤幸吉さんが製作。別名「ケンカまとい」といわれていた「俵まとい」が横越下地区で三十七年ぶりに復活されました。

八月二十七日、二十八日の横越神社の祭りには、二ツのまといの勇壮なぶつかり合いを見せ、観らん者を喜ばせ、昔の思い出を新たにしていた年輩者もいました。

俵まといは、高さ四・二尺竹の太き周匝〇・三尺のものを宗竹を使い、先端部に竹かごとミニ俵、三・三尺の竹シダを放射状に取り付け、御幣扇、額、面、五色旗で飾りつけたもの。

横越下地区では、俵まといは、昭和八年と二十二年に行ったといわれ、製作できる人は

七〇歳を過ぎ、それも二、三人しか知っていないことから復活することになったもの。

製作には、婦人会役員や老人クラブの人たちがあたり、竹かごは、新発田市のかご屋さんから編んでもらったとい

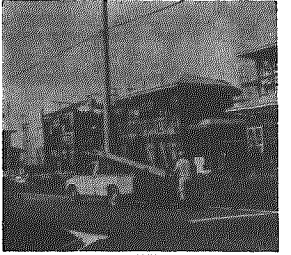
新発市で記帳制度等説明会

新発市で記帳制度等説明会

- 1.日時 11月4日(日) 午前9時半より
- 2.場所 阿賀浄水場 テニスコート
- 3.組合せ 当日9時より抽選で決める(9時までに集合)
- 4.参加資格 横越村在住者又は村内勤務者(男女は問わず)
- 5.申し込み 10月31日(水)までに横越村公民館 鈴木又は中学校大野に、ペア(二人一組)で申し込み下さい。
- 6.その他 勝敗よりも、みんなでテニスを楽しむという事第一の目的です。初心者も遠慮なくご参加ください。

### 10月保健衛生業務予定

日	時間	内容	対象者	会場	対象
11	午前9:30 午後3:00	母親学級	妊娠届のあった者	横越村公民館	全村
18	午後1:30	乳児検診	58年10月 59年3月7月生れ	"	"
22	午後1:30 午後2:30	三種混合 予防接種	57.4.1.生れ~ 57.9.30生れ	"	"
24	午後1:30	歯科健診	56年5.6.7月・57年12月・58年1.2月生れ	"	"



11月中にも引渡しができる。

県住宅供給公社横越団地にこの春募集した区画に四戸の住宅が建ち、十一月引渡しにむけて工事がすすめられています。

このなかで横越村にはじめてというツーバイフォー住宅(北アメリカの木造住宅に使われている工法で、柱を使わ

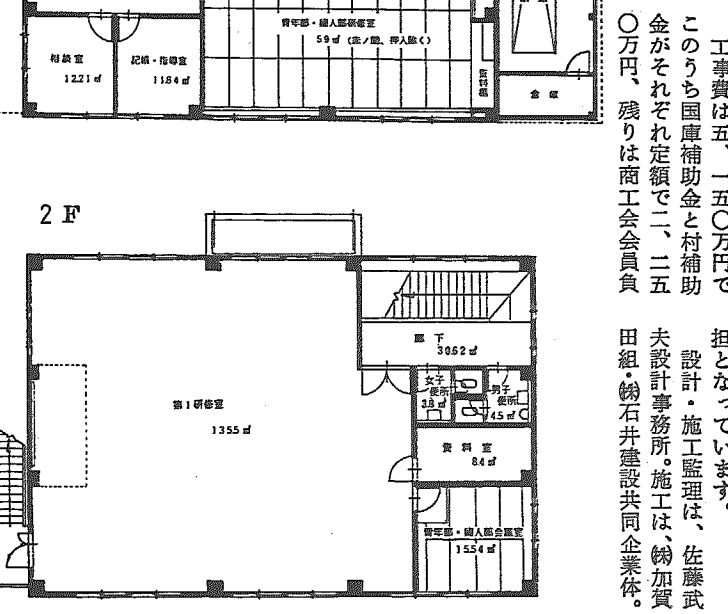
# 待望の商工会館着工

## 設立10周年目、会員の念願実現

南側五〇〇平方分の用地を村から借り受けて建てられるもので、鉄骨造り二階建て、床面積は延べ四四三平方分。

工事費は五、一五〇万円です。このうち国庫補助金と村補助金がそれぞれ定額で二、二五〇万円、残りは商工会員負担となつていきます。

設計・施工監理は、佐藤武夫設計事務所。施工は、鶴加賀田組・鶴井建設共同企業体。



秋季节集

二・六倍の競争率

県住宅供給公社横越団地の秋季节集(宅地のみ)が九月十日から十日間行われ、分譲宅地七区画に対して一八件の応募で、平均二・六倍の競争率となり、二十一日村公民館

で、抽選会が行われました。応募区画の中で、応募者が一人しかいない、抽選会を待たずに幸運を射止めた人がいましたが、東側角地は、応募者が殺到、七倍の競争率、他の区画は二倍。応募者は村内が八人、村外から十人。

昭和六十年年度横越団地の分譲は、未確定ですが今春応募した区画に八戸のモデル展示住宅を建て分譲をするほか一部の区画に公社が示した設計図を選択するメニュー方式があり、六月上旬に募集する予定です。

高額療養費の支給が10月1日から変更

(一)ひとりの被保険者が、お医者さんにかかり、一つの病院等に、一カ月五一、〇〇〇円(住民税非課税世帯は、三〇、〇〇〇円)以上の自己負担(医療費の三割)を支払った場合、その超えた額は、国保が負担します。

(二)同一世帯で、同一月に三〇、〇〇〇円(住民税非課税世帯は二一、〇〇〇円)以上の負担が複数生じた場合は、これらを合算し、負担額五〇、〇〇〇円(又は三〇、〇〇〇円)を超えた額は、国保が負担します。

(三)同一世帯に、年間四回以上、高額療養費の支給を受ける場合は、四回目からは、負担の限度額三〇、〇〇〇円(住民税非課税世帯は、二一、〇〇〇円)を超えた額は、国保が負担します。

四)厚生大臣が指定した長期高額の療養費については、負担限度額が月一〇、〇〇〇円に減額されます。

なお、高額療養費制度について、不明の点は、住民課国保係にお問い合わせください。

### お知らせ

10月5日 狂犬病予防注射

昭和五十九年度第二回目の狂犬病予防注射を十月五日に左記の会場で行われます。生後九十一日以上の子犬を飼っている人は法律で注射が義務づけられていますので必ず受けさせてください。

◎手数料 注射一、六一〇円(但し今年始めての方は登録料二、一〇〇円が上乗せされます。)

◎当日会場が混雑しますので犬を制御できる人がつれてきてください。

◎印鑑と通知ハガキ及び愛犬手帳のある人は持参してください。(但し、ハガキは必要事項を記入してきてください。)

月日	会場	時間
10.5	沢海 蚕所前	9:30~10:00
(金)	木津 分館前	10:20~10:50
	小根 谷内公会前	11:10~11:40
	川杉 分館前	13:00~13:30
	横越 公民館前	14:00~15:00

◎注意 登録注射をしないものは3万円以下の罰金、放し飼いは1万円以下の罰金又は料所に処せられます。